

事 務 連 絡

平成30年4月25日

別記団体 御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

旧優生保護法に関連した資料の保全について（依頼）

平成8年に現在の母体保護法に改正される前の旧優生保護法に関しては、「優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟」や「与党旧優生保護法に関するワーキングチーム」において議論が行われており、今般、当省に対し、今後の検討に備えて医療機関及び障害者施設等が現時点で保有する旧優生保護法に関連した資料について、当省から速やかに保全の協力を依頼するよう要請がありました。

については、別添のとおり、医療機関及び障害者施設等において当該資料が適切に保全されるよう都道府県、指定都市及び中核市を通じて依頼したところですので、貴団体におかれては、会員医療機関・施設に対して周知いただくよう御協力をお願いいたします。

以上

[照会先]

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

課長補佐 工藤春華 企画調整係 橋本捷太 釘持智洋

直通：03-3595-2544 FAX：03-3595-2680

(別記団体)

日本医師会

日本産婦人科医会

四病院団体協議会

全国社会福祉協議会

全国児童心理治療施設協議会

全国児童自立支援施設協議会

全国婦人保護施設等連絡協議会

全国身体障害者施設協議会

日本知的障害者福祉協会

日本重症心身障害福祉協会

全国肢体不自由児施設運営協議会

(別添)

子母発0425第1号

子家発0425第2号

医政総発0425第1号

障企発0425第1号

平成30年4月25日

各都道府県、指定都市、中核市
母子保健主管部(局)長
児童福祉主管部(局)長
衛生主管部(局)長
障害保健福祉主管部(局)長

殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長

(公 印 省 略)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長

(公 印 省 略)

厚生労働省医政局総務課長

(公 印 省 略)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

(公 印 省 略)

医療機関、障害者施設等における旧優生保護法に関連した資料の保全について(依頼)

平成8年に現在の母体保護法に改正される前の旧優生保護法に関しては、「優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟」や「与党旧優生保護法に関するワーキングチーム」において議論が行われており、今般、当省に対し、今後の検討に備えて医療機関、障害者施設等が現時点で保有する資料について、当省から速やかに保全の協力を依頼するよう要請がありました。

旧優生保護法に関する資料については、都道府県等のほか、別記施設及び機関においても保有している可能性が考えられることから、貴都道府県・指定都市・中核市におかれては、管内の別記施設及び機関に対して、下記により当該資料を適切に保全することを依頼いたたくよう御協力をお願いいたします。

記

旧優生保護法下において作成等が行われ、現時点で別記施設及び機関が保有している旧優生保護法に関連した資料や記録について、保存期限を問わず当分の間廃棄せず、保存を継続すること。

以上

[照会先]

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

課長補佐 工藤春華 企画調整係 橋本捷太 釘持智洋

直通：03-3595-2544 FAX：03-3595-2680

別記 保全措置対象施設及び機関

- 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 38 条に規定する母子生活支援施設
- 児童福祉法第 41 条に規定する児童養護施設
- 児童福祉法第 42 条に規定する障害児入所施設
- 児童福祉法第 43 条の 2 に規定する児童心理治療施設
- 児童福祉法第 44 条に規定する児童自立支援施設
- 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所
 - ※歯科医業を行うもの（医業と併せて行うものを除く。）を除く。
- 売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 36 条に規定する婦人保護施設
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設